

## 別記 1

### 林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）実施要領

#### 第 1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、間伐材生産等に対して支援する。

#### 第 2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙 1 に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙 1 及び別記を付すものとする。

#### 第 3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。  
なお、事業計画書は原則、市町村単位で作成するものとする。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示する。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式 1 号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。  
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

#### 第 4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。  
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
  - (1) 事業実施地区の変更
  - (2) 森林整備面積の 30% を超える減少
  - (3) 事業量の増又は定額単価の増により交付金の増額申請を行う場合
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

#### 第 5 事業の内容・採択基準等

- 1 事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表 2 の (1) の①「間伐材生産」及び県交付金交付要綱別表 J-1 による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 及び、県実施要領別表 1 の「間伐材生産」による。
- 2 関連条件整備活動等（森林作業道整備）については、新潟県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 13 日付け林第 65 号）に基づき整備するものとし、設計・施工管理は、県実施要領別記 2 の第 6 に準じるものとする。

#### 第 6 交付事務及び事業遂行のための報告等

- 1 着手報告  
事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第 3 の 4 の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第 12 に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。  
事業実施主体は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式 2 号）を速やかに知事に提出するものとする。
- 2 事業遂行状況報告  
事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

### 3 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

## 第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づくほか、新潟県民有林造林事業竣工検査要領（平成20年4月1日付け林第219号）及び要領の運用（平成20年4月1日付け林第219号）に準じて行うものとする。

## 第8 定額補助単価

定額補助単価については、別に知事が定めるものとする。

## 第9 補助金額の算定

補助金額は、定額単価から求められる額と事業の実行に要した経費の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。

## 第10 整備森林の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林の一部または全部が、県実施要領の別記（別紙関係）に掲げる期間内に皆伐または他用途への転用等がなされる場合にあっては、事前に申請書（別紙様式4号）を提出し知事の承認を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林が天災その他の災害等によって本数率で30%以上の被害を受けたときは、新潟県民有林造林補助事業実施要領の補助金交付事務の造林地被害報告に準じて知事に報告するものとする。

## 第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。
- 3 事業実施主体は、「事業計画書」及び「事業完了報告書」の写しを実施地域を所管する市町村に報告し、市町村は、特定間伐等促進計画及び集約化推進計画の実行把握等に努めるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。